

## 平成28年度 第2回 奈良県環境審議会議事録

日 時 平成29年2月7日（火）  
午前 10時00分～11時00分  
場 所 奈良商工会議所 5階大ホール

【出席委員】（会長）久委員、（副会長）中澤委員、藤井委員  
中野委員、増田委員、小泉委員、宮本委員、池森委員（代理：原口氏）、池田委員（代理：寺山氏）、徳田委員（代理：三上氏）、坂口委員、高崎委員、田中俊雄委員、行廣委員、米田委員

### 【議 事】

- (1) 平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
- (2) 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について

【久会長】

それでは、議事に移らせていただきます。「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」です。本案件につきましては、平成29年1月13日付けで、知事より当審議会あてに諮問があり、水質部会にて審議を行ってきたところです。それでは、水質部会の中澤部会長より、その報告についてお願ひします。

【中澤部会長】

平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画につきまして、平成29年1月13日付けで奈良県知事から諮問があったことを受け、水質部会では1月27日に水質部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただいて審議を行い、とりまとめましたので報告します。それでは、事務局より説明していただきます。

【事務局（高木補佐）】

（資料1～6に基づき説明）

【中澤部会長】

以上をもちまして、「平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」の報告を終わります。

【久会長】

ありがとうございました。ただ今説明のありました本案件につきましては、委員各位のご意見を伺つたうえ、本日、答申をとりまとめたいと思いますので、ご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

【中澤部会長】

資料2の平成27年度の水質の現況説明について、例えば淀川水系等では、水系平均が1.0mg/Lとなり、前年度の0.9mg/Lから0.1mg/L上昇していることについて、資料中では悪化したと表現しているが、年数回の測定回数では検体数が少ないとや、採水・分析方法等による誤差の可能性もあると思う。測定結果の評価方法として、プラスマイナス5%値など、誤差の範囲を評価することも重要。また、表現方法についても、改善や悪化という表現は、結果に大きな変化があったように捉えられるので、表現を検討されたい。

【事務局（高木補佐）】

測定回数については、環境基準点であるため、年12回測定しております。しかし、測定結果については、水系平均であるため、ご意見のとおり、0.1mg/Lの上昇レベルでは、誤差の可能性も十分にあり得ますので、今後は、誤差の範囲も考慮し、測定結果を評価したいと思います。

【久会長】

ありがとうございます。他にご質問等ございませんでしょうか。それでは、本案件については、報告

いただいた案のとおりとし、資料 6 の答申（案）の内容で当審議会から知事あてに答申することとしてよろしいでしょうか。 「異議なし。」

それでは、2つめの議事に移らせていただきます。「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について」です。本案件につきましては、平成29年1月13日付で、知事より当審議会あてに諮問があり、水質部会にて審議を行ってきたところです。それでは、水質部会の中澤部会長より、その報告についてお願いします

【中澤部会長】

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定につきまして、平成29年1月13日付で奈良県知事から諮問があったことを受け、水質部会では1月27日に水質部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただきて審議を行い、とりまとめましたので報告します。それでは、事務局より説明していただきます。

【事務局（高木補佐）】

（資料7～13に基づき説明）

【中澤部会長】

以上をもちまして、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について」の報告を終わります。

【久会長】

ありがとうございました。ただ今説明のありました本案件につきましては、委員各位のご意見を伺ったうえ、本日、答申をとりまとめたいと思いますので、ご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

【米田委員】

ご説明にあった中では、規制値を厳しくするということですが、我々例えば製造業ですと、従来のプラントで新しい製品を作る場合もあり、以前の排水よりも濃度が高くなってしまうということが考えられます。その場合は、基準が守れないということが出てくる可能性もあるのではと思うのですが、そのあたりは検討の段階でどのように整理されているのですか。

【事務局（高木補佐）】

あくまでも現状の最大濃度の3倍の値を下限値とし、余裕を持たせて業種ごとのC値を設定しております。生産ラインなどが変更されて、実際平成26年の濃度から変わることはあるかと思いますが、余裕を3倍とみなしてC値の設定をさせていただいております。

【米田委員】

3倍という余裕があるということですが、もし作る製品が変わって3倍を超えてしまうという場合、例えば非常に低い値でC値が推移している会社については、3倍が妥当なのかというところについてはどうでしょうか。

【事務局（高木補佐）】

おっしゃる通り低い濃度でしたら、1でしたら3倍して3ですし、10でしたら30という幅ができるということになりますけれども、時期区分の古い施設の方が大体高い値を設定しておりますし、新しいプラントを設けられたところは低いという形でC値を設定させていただいている。3倍がどうかということについては、低い濃度でしたら1でしたら3ですので、幅が狭いということになりますが、新しい生産ラインで操業されることになりましたら以前に比べプラントの排水濃度が低くなるというのが前提条件で考えております。

【米田委員】

申しあげてありますように、同じプラントであって作る物が変わるという場合についての懸念です。新しいプラントを作る場合というのは排出物に対する対策はすると思うのですけれど、プラントは従来のもので、作る商品が変わることについてここでは想定しています。例えば1mg/Lのような非常に低い値で平均のC値が推移している場合は、2mg/Lの余裕しかないということになります。それに対して救済措置というか、何か付帯するようなことがあれば有り難いと思います。

【事務局（柳田理事）】

救済措置という考え方ではないと思います。法があつて國の方針があつた上で、國內の指定地域において、水ということに対して取組んでいくという事です。数値の考え方は一定の基準で設定しておりますので、幅の大小に関わらず、決めた基準に対して製造業だけでなく色々な業種について基準を決めております。「対象となる者を特定して、その方々が理解して守っていただく」そういう性質のものだと思います。今、水だけではなく空気、土壤等様々な対象に対して、製造過程など様々な産業で、技術革新がどんどんされていると思います。そういう状況を含め、取り組んでいただくための一つの制度というふうにご理解いただきたいと思います。

【久会長】

ありがとうございます。これに限らず環境側からすると、豊かな環境を作っていくために規制をかけたい。一方、産業側からすると操業というものがあるので出来るだけ自由にやらせてほしい。このせめぎ合いが起こっている問題かと思うのですが、先程からご議論がありますように現行の数値の3倍という余裕を取っていますので、その中で頑張って欲しいということかと思います。ご懸念のことが実際の状況になった時にはまた、色々考えていくことになるのかと思います。

2つの問題があり、整理しておかなければいけないと思いますが、国全体としての上限値があり、そこは超えるわけにはいかない。で、県としてはその余裕幅の中でどこに決めていくかということですので、国より厳しいということがあった場合に、引き上げがどこまで出来るかというのを実態が出てきた段階

で、また次の見直しの時に検討をさせていただくことも可能かと思います。古い話になりますが、自動車排ガスの規制の中で、アメリカでマスキー法という非常に厳しい法律ができた時に、「こんなものは自動車会社が守れるわけはない。」というふうに世界中の自動車会社が言ったわけですが、ホンダが世界で初めてマスキー法をクリアしたエンジンを開発したということで、そこからホンダの売り上げがグッとアップするということになった。企業側もこの基準を守ることが売りになるという事もありますので、環境と産業をバランス良く発展させていければ、有り難いかと思います。

【久会長】

他にご質問等ございませんでしょうか。それでは、本案件については、報告いただいた案のとおりとし、資料13の答申（案）の内容で当審議会から知事あてに答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」

以上で、本日予定しておりました案件についての審議は、終了いたしましたが、他に何かご意見等はございますか。

ないようですので、進行を事務局に戻したいと思います。

【事務局（上島主幹）】

本日予定していた案件についての審議は終了させていただきます。また、次回の環境審議会についてですが、5月頃の開催を予定しております。日程等につきましては、改めて調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上をもちまして、本日の環境審議会を終了させていただきます。有り難うございました。